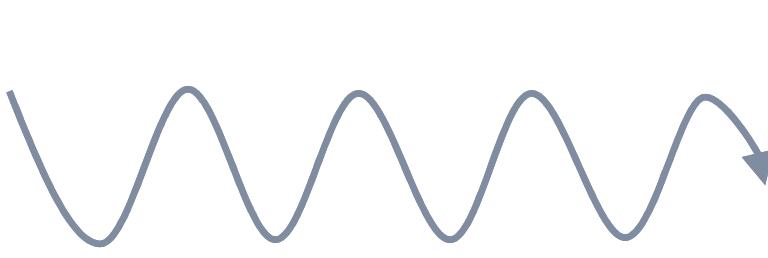
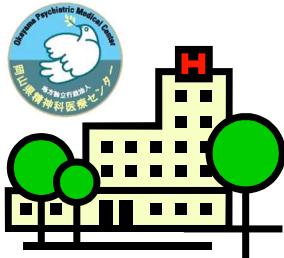


生活訓練棟の運用について

地方独立行政法人
 岡山県精神科医療センター
 理事長 中島 豊爾

退院に移行するための問題点

- ◆ 入院が長期化すると退院に移行することが難しくなることが多い。
 - ・ 環境の変化に脆弱になる傾向がある。
 - ・ 退院意欲を失っている者が多い。
 - ・ 帰住先を失っている場合もあり、新たな帰住先をアパートで借り上げる形になることが多い。
- ◆ 入院環境の中では生活能力の査定が難しく、退院の見たてに時間を要する。
- ◆ 退院訓練のために患者自身でアパートを借りることは経済的な負担、心理的な負担が大きい。(生活保護受給者の場合は福祉の負担)



訓練棟導入の目的

- ・地域生活へ移行するための事前訓練の一環として、患者に個別住居(以下「訓練棟」という。)での単身生活を体験させることにより、本人の能力の評価と課題の抽出を行うことを目的とする。

「岡山県精神科医療センター地域移行のための訓練棟運営要領」より

訓練棟の概要

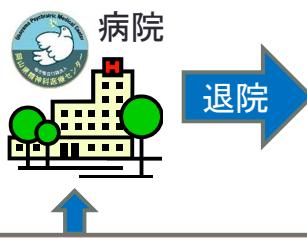
- ・当院から徒歩1分
- ・アパートの一室(1K)
- ・キッチン
(冷蔵庫、電磁調理器、炊飯器、トースター、電子レンジなど)
- ・ユニットバス
- ・トイレ
- ・冷暖房
- ・洗濯機
- ・テレビ
- ・公衆電話
- ・ベッド



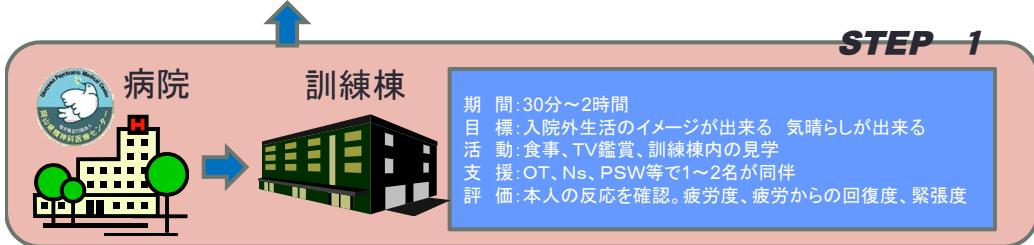
当院から徒歩1分



「訓練棟」 利用の代表例

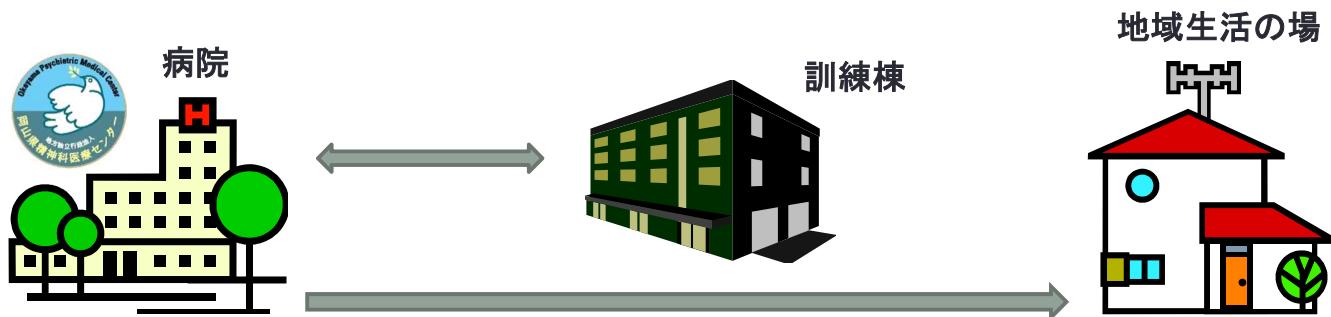


STEP 3



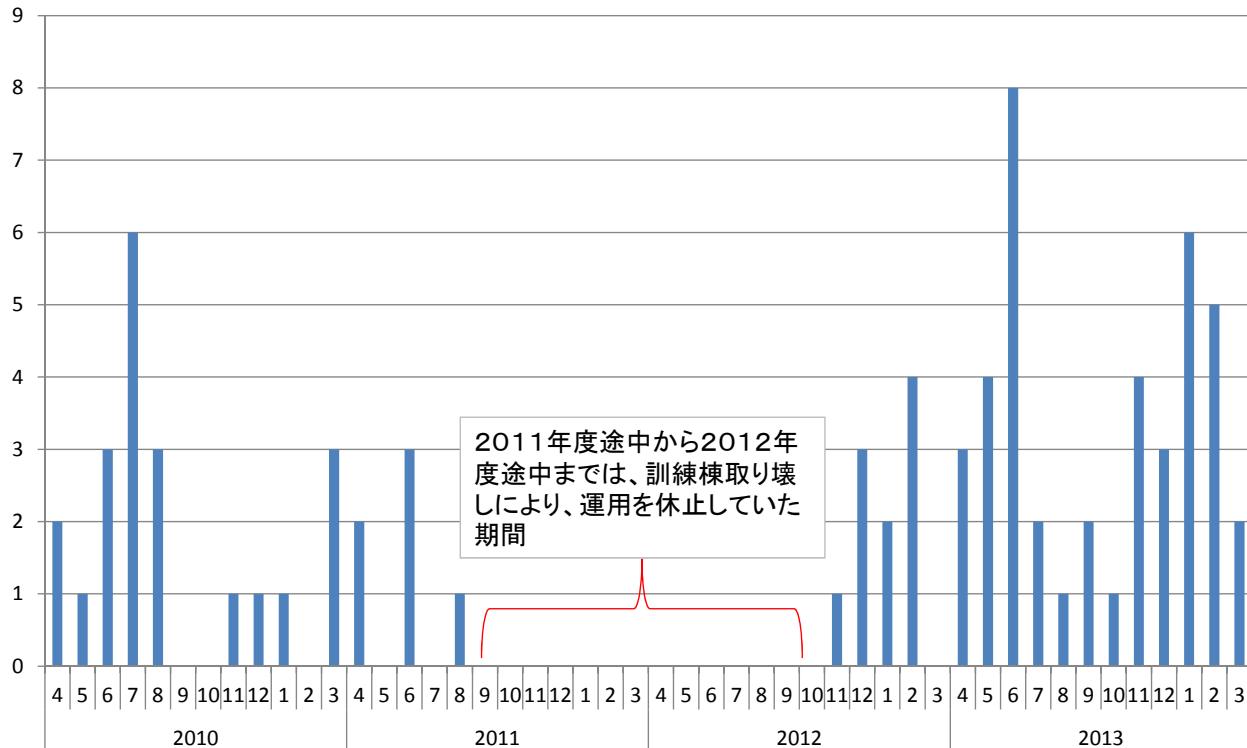
訓練棟導入のメリット

- ・ 入院中に訓練棟を活用することで、実際の生活に近い環境の中で退院後の単身生活を見据えた生活能力の査定が可能である。
- ・ 必要に応じた生活訓練を実施し、退院・地域定着への移行をスムーズに行うことができる。
- ・ 入院期間の短縮が見込める。
- ・ 外の世界を知ることで、退院意欲を高めることができる。
- ・ 患者さんの不安が払しょくされ、自信を持って地域生活を迎える準備ができる。
- ・ 病棟では見ることのできない患者さんの姿を垣間見ることができ、医療者のモチベーションアップにつながる。
- ・ 生活の場を一緒に過ごすことにより、信頼関係が構築されやすい。

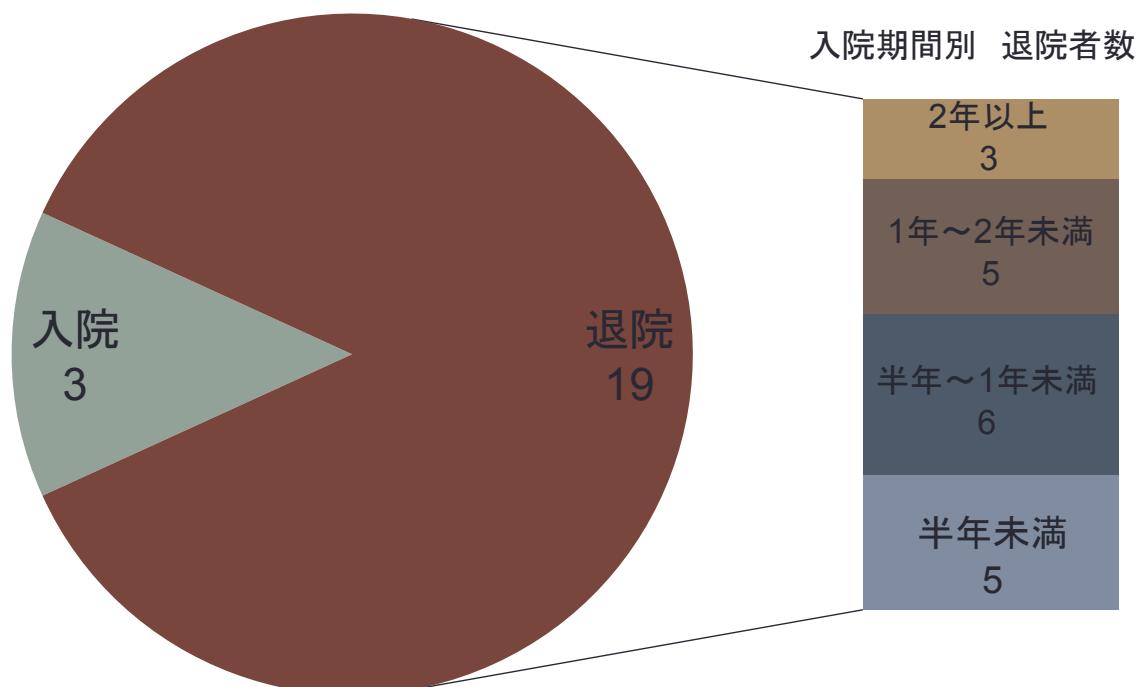


利用実績

訓練棟利用のべ件数(月別) (2010.4～2013.3)



利用者22名の転帰 (2010.4.1～2014.3.31)



訓練棟の効果と課題

訓練棟の効果

- ◆『重度かつ慢性』で『1年以上』入院患者8名が地域に退院した。
- ◆『重度かつ慢性』で『長期入院予備群(半年～1年)』入院患者6名が地域に退院した。
- ◆訓練棟のほかにも、看護スタッフ加配、専任PSWとOTの配置等もおこない、『重度かつ慢性』病棟では、入院期間1年以上の患者が63%から41%に減じた。

訓練棟運営上の課題

- ◆外泊、外出への人員を配置しても診療報酬での評価がない。
- ◆訓練棟にかかる経費は全額病院の負担となる。
- ◆診療報酬上も外泊扱いとなる為、収入的にマイナスとなる。
- ◆外泊時に事故(自殺や離院)がおこりうるリスクを抱えての取組みである。
- ◆部屋の維持管理のためのマンパワーも必要となる。
- ◆近隣住民、大家の理解が得にくい

地域移行のための訓練棟運営要領

第1条（目的）

地域生活へ移行するための事前訓練の一環として、患者に個別住居（以下「訓練棟」という。）での単身生活を体験させることにより、本人の能力の評価と課題の抽出を行うことを目的とする。

第2条（利用形態）

- ① 宿泊利用は外泊とみなす。
- ② 日中のみの利用は外出とみなす。

第3条（利用者）

訓練棟を利用することのできる者は、次のいずれの要件も満たす者とする。

- ① 岡山県精神科医療センター（以下「センター」という。）に、入院している者。
- ② 訓練棟を利用することにより地域移行が見込まれると判断される者。

第4条（利用人数）

一度に訓練棟を利用できる人数は1名とする。

ただし、センターの職員又は他の患者、利用者の家族等と共同で利用した方が、地域移行・定着を推進すると見込まれる場合は、複数名での利用も可とする。

第5条（利用期間）

訓練棟の利用期間は、日帰りから最長2泊3日までとする。

第6条（利用申請）

利用を希望する場合は、次に掲げる書類を、患者が担当チームを経て看護師長へ提出する。

- ① 訓練棟利用願
- ② 同意書（重要事項説明書）

第7条（利用に係る調整）

対象者の選定や利用期間等については、患者担当チーム（主治医、担当看護師、担当コメディカル）が入院棟医長、看護師長とともに調整を行う。

第8条（管理）

訓練棟を借上げるための契約の締結や借上げ料の支払い、家具・什器類の整備等、訓練棟の維持・管理に係る業務については、事務部が庶務を行う。

第9条（運営）

訓練棟の運営に係る業務については、リハビリ部が庶務を行う。

第10条（その他）

その他、この要領に定めていない事項については、関係者により別途協議する。

この運営要綱は、西2入院棟、西3入院棟、西4入院棟、中2入院棟、中3入院棟、東入院棟、外来（地域連携班）、医療福祉班、リハビリ部にて保管する。